

令和元年度峡北広域行政事務組合人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在) (単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成31年	令和2年		
一般行政部門	総務企画	総務課	5	5	0
	衛生	環境衛生センター	5	4	△1
		建設課	1	2	1
		南部衛生センター	1	1	0
	小計		12	12	0
		[18]			
特別行政部門	消防	総務課	11	10	△1
		消防課	4	4	0
		予防課	4	4	0
		指令課	9	9	0
		葦崎消防署	56	58	2
	北杜消防署	41	40	△1	
小計		125	125	0	
		[126]			
合計		137	137	[0]	
		[144]			

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []は条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員数の状況(平成31年4月1日現在) (単位:人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	13	11	20	18	10	18	17	8	9	10	0	137
構成比	2.2%	9.5%	8.0%	14.6%	13.1%	7.3%	13.1%	12.4%	5.9%	6.6%	7.3%	0.0%	100%

(3) 採用の状況(令和元年度)

職種	試験採用	再任用	合計
一般行政職			
消防職	2人	3人	5人
計	2人	3人	5人

(4) 採用試験の状況(令和元年度)

職種	試験区分	採用予定者数	申込者数	1次試験受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数
消防職	大学卒	若干名	4人	3人	1人	
	高校卒		11人	11人	7人	3人
計			15人	14人	8人	3人

(5) 退職の状況(令和元年度)

職種	定年	勸奨	普通	その他	計
一般行政職			1人		1人
消防職	1人		1人		2人

(注)「その他」には、死亡、任期満了などが含まれる。

2 職員の人事評価の状況

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで主体的な職務の遂行及び高い能力を持った職員の育成を図ることを目的に平成28年度から能力・業績能力主義に基づく人事評価制度を全職員に導入し、評価結果を任用、給与、分限、その他の人員管理の基礎として活用している。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(令和元年度一般会計外3会計決算)

区分	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	(参考) 平成30年度人件費
	千円	千円	千円	%	%
一般会計	70,620	2,289	49,459	70.0	72.3
常備消防特別会計	1,420,594	28,917	1,010,956	71.2	68.1
ごみ処理特別会計	1,559,192	65,751	51,011	3.3	2.9
し尿処理特別会計	85,283	6,478	26,830	31.5	33.5

(2) 職員給与費の状況(令和元年度一般会計外3会計決算)

区分	職員数(A) 人	給与費				一人当たり給与 費(B/A) 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計(B) 千円	
一般会計	5	22,760	3,392	9,707	35,859	7,172
常備消防特別会計	125	463,301	122,397	184,687	770,385	6,163
ごみ処理特別会計	5	21,110	3,379	9,423	33,912	6,782
し尿処理特別会計	2	10,285	731	3,680	14,696	7,348

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 職員数は平成31年4月1日現在の人数である。

3 給与費は再任用短時間勤務職員が含まれているが、職員数に当該職員は含まない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
一般行政職	一般会計	48歳	378,140円	417,580円
	常備消防特別会計	31歳	232,900円	234,900円
	ごみ処理特別会計	46歳	362,440円	414,340円
	し尿処理特別会計	45歳	326,000円	343,100円
消防職	常備消防特別会計	37歳	301,664円	332,753円

(注) 給与に時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び管理職員特別勤務手当は含まない。

(4) 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分	大学卒	高校卒
一般行政職	180,700円	148,600円
消防職	205,300円	167,400円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成31年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大学卒				
	高校卒				
消防職	大学卒	264,800円	313,740円	333,100円	
	高校卒	242,550円		316,700円	378,160円

(6) 級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容		職員数	構成比
一般行政職	7級	管理事務局長		
	6級	課長・所長・課長補佐・次長		
	5級	主幹	4人	40.0%
	4級	主査	5人	50.0%
	3級	副主査		
	2級	主任	1人	10.0%
	1級	主事		
消防職	7級	消防監(消防長)	1人	
	6級	消防司令長(消防次長・課長・署長)	5人	4.1%
	5級	消防司令(副署長・課長補佐・統括主幹・分署長・主幹)	14人	11.4%
	4級	消防司令補(副主幹・主査)	19人	15.5%
	3級	消防士長(主任)	26人	21.1%
	2級	消防副士長	17人	13.8%
1級	消防士	42人	34.1%	

(注) 再任用職員及び関係市からの派遣職員を除く。

(7) 職員手当の状況

① 期末勤勉手当の状況

1人当たり平均支給額(令和元年度)	1,515千円		
(令和元年度支給割合)	特定幹部職員以外	特定幹部職員	再任用職員
期末手当	2.6月	2.2月	1.45月
勤勉手当	1.9月	2.3月	0.9月
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算	5~15%

(注) 再任用職員については、特定幹部職員以外の職員に係る支給割合である。

② 退職手当の状況(平成31年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続30年	39.7575月分	47.70900月分
最高限度額	47.7090月分	47.70900月分
その他の加算措置	定年前早期退職2~20%	
1人当たり平均支給額	1,064千円	22,859千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は令和元年度に退職した職員に支給された額の平均額である。

③ 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

区 分			全職種	
支給実績(令和元年度決算)			1,120千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)			33,939円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和元年度)			24%	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和元年度決算)	左記職員に対する支給単価
救急救命士救急業務従事手当	救急業務に従事する救急救命士	救急救命士が傷病者を医療機関等へ搬送したとき	1,050千円	1回200円
し尿処理業務従事手当	峡北南部衛生センター職員	し尿処理業務に直接従事したとき	70千円	1日300円

④ 時間外勤務手当

支給実績(令和元年度決算)	24,702千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	214,800円

⑤ その他の手当(平成31年4月1日現在)

区 分	内容及び支給単価		支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年額
			(令和元年度決算)	
扶養手当	配偶者	6,500円	25,210千円	293,139円
	22歳までの子	10,000円		
	配偶者以外の扶養親族	6,500円		
	16歳から22歳までの子1人につき	5,000円		
住居手当	借家等居住(家賃月額12,000円以上)限度額	27,000円	7,631千円	317,958円
通勤手当	交通機関利用者 支給限度額	55,000円	6,339千円	48,389円
	自動車等使用者 通勤距離に応じ	2,000円~31,600円		
管理職手当	(主な区分及び単価)		12,672千円	576,000円
	管理事務局長・消防長(7級)	61,900円		
	消防次長(6級)	55,600円		
	課長、所長、次長、署長(6級) 副署長、課長補佐、統括主幹、分署長、 主幹(消防職5級)	43,000円		
休日勤務手当	祝日等の勤務	勤務1時間単価×1.35	41,869千円	550,908円
夜間勤務手当	夜間(午後10時~午後5時)の勤務	勤務1時間単価×0.25	9,530千円	105,889円
管理職員特別勤務手当	管理職員の週休日等の勤務	1勤務4,000~10,500円	826千円	37,545円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 毎日勤務者の勤務時間(平成31年4月1日現在)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分~午後1時00分

(2) 隔日勤務者の勤務時間(平成31年4月1日現在)

1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
15時間30分	当番の午前8時30分	翌日の午前8時30分	午後0時00分～午後1時00分 午後5時15分～午後6時00分 午後9時15分～午後10時00分 午前0時00分～午前6時00分

5 職員の休業に関する状況

(1) 年次有給休暇の取得状況(各年1月1日～12月31日)

制度の概要	令和元年 平均取得日数	平成30年 平均取得日数
1年につき20日付与 ※ 1 勤務時間又は在職期間により20日未満となる場合がある。 2 付与された翌年に限り繰越可能(最大40日)	9.7日	7.82日

(2) 育児休業の取得状況

区分	令和元年度中に新たに取得可能となった職員			前年度からの継続者	
	育児休業 対象者数	育児休業 取得者	部分休業 取得者数	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	3人				
女性職員					
計	3人				

(3) 介護休業等の状況(令和元年度)

区分	介護休業取得者数	介護休暇取得者数	短期の介護休暇
男性職員			
女性職員			

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分者数(令和元年度)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)						
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合計						
法第28条第4項により失職した者						

(注) 1 対象職員は一般職に属する全ての職員である。

2 「法」とは地方公務員法である。

(2) 処分事由別懲戒処分者数(令和元年度)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令違反 (法第29条第1項第1号)						
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)						
全体の奉仕者たるにふさわしくない 非行						
合 計						

(注) 地方公務員法以外の処分として訓告等の処分がある。

7 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組(令和元年度)

取 組 内 容	職員への周知方法
厳正なサービス規律の確保、公正・公平な職務執行、住民サービス及び公務能率の向上、飲酒運転の根絶	伝達及びグループウェア(電子掲示板)への掲載
公務員倫理の保持徹底及び不祥事事故の防止	

(2) 営利企業等の従事許可の状況(令和元年度)

区 分	人数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者		
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者		
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事している者		

8 職員の退職管理の状況(令和元年度)

職 種	退職時職位	令和元年度 退職者数	令和2年度再就職先等					再就職合計
			関係市派遣等	再任用職員	会計年度任用職員	他の地方公共団体等	民間企業等	
一 般 行 政 職	課長・所長							
	次長・課長補佐・主幹							
	その他	1人				1人		1人
	合 計	1人				1人		1人
消 防 職	消防次長・課長・署長	1人		1人				1人
	副署長・課長補佐・統括主幹・分署長・主幹							
	その他	1人					1人	1人
	合 計	2人		1人			1人	2人

9 職員の研修の状況

(1) 研修実績(令和元年度)

区分	内容	対象職員	受講職員数
山梨県市町村職員研修所研修	専門・実務研修・各階層別研修	一般行政職 消防職	10人
消防大学校研修	消防職員の高度な教育訓練	消防職	1人
山梨県消防学校幹部・特別研修	水難救助研修、山岳救助研修、はしご自動車研修、玉掛等技能講習、無線従事者講習、救急隊長研修		19人
山梨県消防学校専科教育	警防・救助・救急・予防・火災調査・危険物の知識、技能、技術を習得		18人
山梨県消防学校初任総合教育	消防実務の基礎知識及び技能習得		5人
救急救命士養成教育	救急救命研修所 救急隊員の高度かつ専門的な養成教育		2人
救急救命士再教育	病院実習、応急処置の認定教育等		35人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理に関する状況(令和元年度)

区分	内容
職員健康診断	職員の健康管理のため、毎年度健康診断を実施している。
職員衛生委員会	職員の衛生管理の推進及び健康障害の未然防止を図る。
保健師健康相談	専門職員(保健師)による相談 毎週木曜日午前9時～午後4時
職場巡視	産業医、衛生管理者等が実施している。
メンタルヘルス対策等	全体研修、消防職員安全衛生管理研修会等を受講している。

(2) 健康診断の実施状況(令和元年度)

項目	概要	対象者数	受診者数	受診率
定期健康診断	①事業主健康診断	146人	146人	100%
	②山梨県市町村職員共済組合人間ドック(県内6施設に委託)			
	③健康保険生活習慣病予防検診(再任用職員、非常勤嘱託等)			
特定業務従事者健診	隔日勤務者(深夜業)(6か月に1回)	101人	101人	100%

(3) 福利厚生事業の状況(令和元年度)

地方公務員法に基づき職員の福利厚生事業を行うため、福利厚生会を組織している。福利厚生会では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っており、職員が毎月支払う会費と組合からの負担金で運営している。

会員数	138人	職員福利厚生会負担金	普通会計予算額	1,380千円
			普通会計決算額	1,380千円
主な事業	①勤務疲労の回復と職務能率の推進を目的とする助成 ②永年勤続リフレッシュ休暇助成			